

# 令和健康科学大学懲戒委員会規程

## (趣旨)

第1条 本規程は、懲戒委員会規約第1条第2項の規定により、令和健康科学大学（以下「本学」という。）の懲戒委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定めるものである。

## (委員会の構成)

第2条 調査委員会の構成員は以下の各号のとおりとする。なお、特定の案件において、各号に定める者が、懲戒の疑いのある職員（以下「懲戒処分対象者」という。）に該当する場合は、調査委員会の委員になることができない。

- (1) 学長
- (2) 学部長
- (3) 学科長
- (4) 事務局長
- (5) 事務長
- (6) その他学長が指名した者

2 調査委員会の委員長は、学長が務める。但し、学長が、特定の案件において、懲戒処分対象者に該当する場合は、理事長が指名した者が職務を代行する。

3 調査委員会は、過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成をもって決する。可否同数の場合は委員長が裁定する。

## (委員会の職務)

第3条 委員会は、以下について審議する。

- (1) 懲戒被疑行為の事実関係の調査
- (2) 懲戒被疑行為の事実認定
- (3) 懲戒処分を課すことの可否の判定
- (4) 懲戒処分を課す場合における処分内容
- (5) その他委員会が必要と認めた事項

## (意見聴取等)

第4条 委員会は必要に応じて、懲戒処分対象者又は関係職員の出席を求め、事実関係の説明又は意見を聞くことができる。

2 委員会より出席を求められた職員は委員会にて意見を述べなければならない。

## (当事者の弁明)

第5条 懲戒処分対象者は、委員会に対し自己の被疑行為について弁明することができ  
る。

2 委員会は懲戒処分対象者から弁明を求められた場合、これに応じなければならない。  
ただし委員長がその必要を認めない場合はこの限りではない。

(制裁の決定)

第6条 制裁の決定については、理事長が行う。

(委員の任期)

第7条 委員は、当該役職在任中は職務に従事するものとする。但し、学長が指名した者  
については、当該案件にのみ関与する。

(委員会事務)

第8条 委員会の事務は、法人事務局と連携のもと、総務課総務係において処理する。

(守秘義務)

第9条 懲戒委員会委員及び委員会事務に係る職員は、その職務に関する事項を第三者に  
漏らしてはならない。

(改訂手続)

第10条 この規程の改定は、理事長の承認を得なければならない。

附則

本規程は、令和4年12月1日から施行する。